

令和8年度
長野市公共下水道計画変更図書作成業務委託仕様書

長野市上下水道局下水道整備課

1. 全体計画

第1章 総則

1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、長野市において、公共下水道事業変更計画を定めるに当り、特記仕様書に示す事項につき下水道に関する変更基本計画を作成することを目的とする。

2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って長野市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届

(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

9 管理技術者、照査技術者及び会社実績

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。管理技術者及び照査技術者を兼務することはできない。

また会社実績として、長野県において元請として過去10年以内に地方公共団体発注による下水道事業における全体計画及び事業計画の実績を有することとし、テクリス登録の写し又は契約書の写しを添付すること。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

10 工程管理

(1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

(2) 別紙工程表に示す時期を目安に協議資料を提出すること。詳細は別途指示する。

11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に長野市の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、長野市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

12 関係官公庁等との協議

受注者は、発注者が関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは同席し、誠意をもってこれに対応しなければならない。

13 参考資料の貸与

長野市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。受注者は監督職員の指示を受け直接保管場所へ資料収集に向かうことがある。貸与後の保管場所については、長野市以外での保管を禁じ、個人情報保護法に沿った管理を行い破損や紛失がないように十分注意すること。借用期間中であっても、一時的に返納を求められた書類は3日以内に返納すること。また、資料の借用、返納は受託者が自ら行い、運送会社は利用しないこと。

14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、長野市、受注者の協議によるものとする。

第2章 計画

1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、国土形成計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、公害防止計画との整合性、総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2 業務の手順

(1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。

(2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。

(3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な踏査を行わなければならない。

4 調査及び計画

受注者は、長野市より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、別紙「標準業務内容」に基づいて事業計画を作成するものとする。

5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 報告書 A 4 判 2 部
 - (2) 下水道全体計画変更図書
 - (イ) 下水道全体変更計画説明書 A 4 判 2 部
 - (ロ) 下水道全体計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺 1/10,000 程度）
 - (ハ) 区画割施設平面図（汚水及び雨水）（縮尺 1/2,500 程度）
 - (ニ) 幹線管きよ縦断面図（汚水及び雨水）（縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度）
 - (ホ) 管きよの流量計算書
 - (ヘ) ポンプ施設、処理施設平面図（縮尺 1/1,000 程度）
 - (3) その他
 - (イ) 全体計画変更協議書 A 4 判製本 5 部
 - (4) 打合せ議事録
 - (5) 電子成果品一式
- 2 本業務では、電子成果品作成費に印刷製本費を含みます。

第4章 参考図書

1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- (2) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- (3) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- (8) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- (9) 下水汚泥広域利活用検討マニュアル（国土交通省）
- (10) 新都市計画の手続（都市計画協会）
- (11) 広域化・共同化計画策定マニュアル（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）
- (12) 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）

第5章 特記仕様書

1 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 全体計画 (単独公共下水道、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道)
(汚水・雨水計画共、汚水計画のみ、雨水計画のみ)
面積 10,550.5ha 区域は別添図のとおり
- (2) 測量 (あり、なし)

第6章 長野市公契約等基本条例に関する事項

- ・長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- ・業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- ・長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

第7章 その他

1 業務の再委託について

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

2. 事業計画

第1章 総則

1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、長野市において、公共下水道事業を施行するに当り、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条に規定する変更事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

2 一般仕様書の適用

全体計画同項に準じる

3 費用の負担

全体計画同項に準じる

4 法令等の遵守

全体計画同項に準じる

5 中立性の保持

全体計画同項に準じる

6 秘密の保持

全体計画同項に準じる

7 公益確保の責務

全体計画同項に準じる

8 提出書類

全体計画同項に準じる

9 管理技術者、照査技術者及び会社実績

全体計画同項に準じる

10 工程管理

全体計画同項に準じる

11 成果品の審査及び納品

全体計画同項に準じる

12 関係官公庁等との協議

全体計画同項に準じる

13 参考資料の貸与

全体計画同項に準じる

14 参考文献等の明記

全体計画同項に準じる

15 証明書の交付

全体計画同項に準じる

16 疑義の解釈

全体計画同項に準じる

第2章 計画

1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的效果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2 業務の手順

全体計画同項に準じる

3 現地踏査

全体計画同項に準じる

4 調査及び計画

全体計画同項に準じる

5 まとめと照査

全体計画同項に準じる

第3章 提出図書

1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|--------|----|
| (1) 報告書 | A 4判 | 2部 |
| (2) 事業計画変更申請図書 | | |
| (ト) 変更事業計画書 | A 4判 | 2部 |
| (チ) 変更事業計画説明書 | A 4判 | 2部 |
| (リ) 下水道計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺 1/10,000 程度） | | |
| (ヌ) 主要な管きよの区画割施設平面図（汚水及び雨水）（縮尺 1/2,500 程度） | | |
| (ル) 主要な管きよ縦断面図（汚水及び雨水）（縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度） | | |
| (ヲ) 主要な管きよの流量計算書 | | |
| (ワ) ポンプ場施設図 | | |
| 平面図（縮尺 1/500 程度） | | |
| 施設断面図（水位関係含む）（縮尺 1/100 程度） | | |
| (カ) 処理場施設図 | | |
| 平面図（縮尺 1/500 程度） | | |
| 水位関係図（縮尺横任意、縦 1/100 程度） | | |
| フローシート図（縮尺 1/100 程度） | | |
| 汚泥処理施設断面図（縮尺 1/100 程度） | | |
| 管理棟・汚泥等平面図（縮尺 1/100 程度） | | |
| (ヨ) 下流放流先の状況を明らかにする図面（縮尺 1/50,000 程度） | | |
| (3) その他 | | |
| (ロ) 事業計画変更協議書 | A 4判製本 | 5部 |
| (ハ) 区画割平面図（汚水及び雨水）（縮尺 1/2,500 程度） | | |
| (ニ) 枝線の管きよ流量計算書 | | |

(ホ) 一般図CADデータ JWW形式 一式

(4) 打合せ議事録

(5) 電子成果品一式

2 本業務では、電子成果品作成費に印刷製本費を含みます。

第4章 参考図書

1 参考図書

全体計画同項に準じる

第5章 特記仕様書

1 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

(1) 事業計画 (単独公共下水道、流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道)

(汚水・雨水計画共、汚水計画のみ、雨水計画のみ)

面積 9,743.5ha 区域は別添図のとおり

(2) 測量 (あり、なし)

第6章 長野市公契約等基本条例に関する事項

全体計画同項に準じる

第7章 その他

全体計画同項に準じる

3. 都市計画決定

第1章 総則

1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、長野市において、公共下水道計画を定めるに当り、特記仕様書に示す事項に係る、都市計画法第14条に規定する都市計画の図書を作成することを目的とする。

2 一般仕様書の適用

全体計画同項に準じる

3 費用の負担

全体計画同項に準じる

4 法令等の遵守

全体計画同項に準じる

5 中立性の保持

全体計画同項に準じる

6 秘密の保持

全体計画同項に準じる

7 公益確保の責務

全体計画同項に準じる

8 提出書類

全体計画同項に準じる

9 管理技術者、照査技術者及び会社実績

全体計画同項に準じる

10 工程管理

全体計画同項に準じる

11 成果品の審査及び納品

全体計画同項に準じる

12 関係官公庁等との協議

全体計画同項に準じる

13 参考資料の貸与

全体計画同項に準じる

14 参考文献等の明記

全体計画同項に準じる

15 証明書の交付

全体計画同項に準じる

16 疑義の解釈

全体計画同項に準じる

第2章 図書の作成

1 一般的事項

受注者は、図書の作成に当り、他の都市計画との関連性について考慮し、問題点及び疑義等が

生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

3 図書の作成

受注者は、長野市の提供した資料、受注者の調査した事項及び関係者の打ち合わせ結果等を、十分検討した後、関係法令を遵守し、別紙「標準業務内容」に基づき作成するものとする。

4 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 報告書 A 4判 2部
- (2) 変更計画図書
 - (タ) 変更計画書 A 4判 2部
 - (レ) 変更計画図
 - ① 下水道変更計画総括図（縮尺 1/25,000 程度）
 - ② ポンプ場、終末処理場、計画平面図（縮尺 1/1,000 程度）
- (3) 打合せ議事録
- (5) 電子成果品一式

2 本業務では、電子成果品作成費に印刷製本費を含みます。

第4章 参考図書

1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- (2) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- (3) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- (8) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- (9) 下水汚泥広域利活用検討マニュアル（国土交通省）
- (10) 新都市計画の手続（都市計画協会）
- (11) 広域化・共同化計画策定マニュアル（総務省、農林水産省、国土交通省、環境省）

第5章 特記仕様書

1 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

都市計画決定 ~~(単独公共下水道)~~ ~~(流域関連公共下水道)~~

~~(汚水・雨水計画共)~~ 汚水計画のみ、雨水計画のみ)

面積 9,678ha 区域は別添図のとおり

第6章 長野市公契約等基本条例に関する事項

全体計画同項に準じる

第7章 その他

全体計画同項に準じる

4. 都市計画事業決定

第1章 総則

1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、長野市において、公共下水道事業を施行するに当り、特記仕様書に示す事項に係る、都市計画法第 60 条に規定する事業計画を策定することを目的とする。

2 一般仕様書の適用

全体計画同項に準じる

3 費用の負担

全体計画同項に準じる

4 法令等の遵守

全体計画同項に準じる

5 中立性の保持

全体計画同項に準じる

6 秘密の保持

全体計画同項に準じる

7 公益確保の責務

全体計画同項に準じる

8 提出書類

全体計画同項に準じる

9 管理技術者、照査技術者及び会社実績

全体計画同項に準じる

10 工程管理

全体計画同項に準じる

11 成果品の審査及び納品

全体計画同項に準じる

12 関係官公庁等との協議

全体計画同項に準じる

13 参考資料の貸与

全体計画同項に準じる

14 参考文献等の明記

全体計画同項に準じる

15 証明書の交付

全体計画同項に準じる

16 疑義の解釈

全体計画同項に準じる

第2章 図書の作成

1 一般的事項

受注者は、図書の作成に当り、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の事業計画との関連性、

事業の施行等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2 業務の手順

都市計画決定同項に準じる

3 図書の作成

都市計画決定同項に準じる

4 まとめと照査

都市計画決定同項に準じる

第3章 提出図書

1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 報告書 A 4判 2部

(2) 事業認可申請図書

(ソ) 申請書 A 4判 2部

(ツ) 計画書

(ネ) 資金計画書

(ナ) 事業地を表示する図面

① 事業地を表示する図面（位置図）（縮尺 1/25,000 程度）

② 事業地を表示する図面（平面図）（縮尺 1/2,500 程度）

③ 管きょ平面図（縮尺 1/500 程度）

④ ポンプ場平面図（縮尺 1/500 程度）

⑤ 終末処理場平面図（縮尺 1/500 程度）

(ラ) 設計の概要を表示する地面

① 区画割平面図（縮尺 1/2,500 程度）

② ポンプ場、終末処理場、計画平面図（縮尺 1/500 程度）

(ム) その他参考図書

計画概要書、都市計画用途地域図、主要管きょ縦断面図、ポンプ場水位関係図、ポンプ場吐口等施設図、終末処理場水位関係図、終末処理場吐口等施設図、流量表、字界図、丈量図

(3) 打合せ議事録

(4) 電子成果品一式

2 本業務では、電子成果品作成費に印刷製本費を含みます。

第4章 参考図書

1 参考図書

都市計画決定同項に準じる

第5章 特記仕様書

1 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

都市計画法に基づく事業認可 ~~(単独公共下水道、流域関連公共下水道)~~

~~(汚水・雨水計画共)~~ 汚水計画のみ、雨水計画のみ)

面積 9,678ha 区域は別添図のとおり

第6章 長野市公契約等基本条例に関する事項

全体計画同項に準じる

第7章 その他

全体計画同項に準じる

長野市下水道計画変更工程表（案）

	スケジュール	都市計画変更	都市計画法（事業認可）	下水道法（事業計画協議）
令和8年	8～9月（予定）	県事前協議（協議資料提出）		
	10～11月（予定）	長野市都市計画審議会		
	11～12月（予定）	県協議		
		都市計画案縦覧		
令和9年	1～2月（予定）	長野市都市計画審議会	県事前協議（協議資料提出）	県事前協議（協議資料提出）
				事業計画案縦覧
	2～3月（予定）		事業認可申請	事業計画の協議

主要な変更内容

	処理区		変更内容		都市計画の変更
汚水					
①	上流	第10処理分区	R6特別使用 (南長野運動公園フットボール場)	処理区域の拡張	要
②		第6-1処理分区	R5特別使用	処理分区界変更	不要
		第7処理分区			
③	特環下流	第5処理分区	R6特別使用 (グリーンヒルズ)	処理区域の拡張	要
		第6-1処理分区			
④	下流	第1処理分区	R6特別使用 (大豆島産業団地)	処理区域界の変更	要
	東部	大豆島処理分区			
⑤	東部	東部浄化センター	消化タンク建設	処理場設備新設	不要
雨水					
①	上流	小島田	508-1、509	ルート変更	不要
②	下流	朝陽	724	管渠の口径変更	不要

1-1 標準業務内容 全体計画A (単独公共下水道:汚水・雨水計画共)

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 基礎調査		
1-1 現地踏査	計画区域の地域特性の把握 計画区域の土地利用の把握	地勢、生活環境、道路状況、交通状況、河川水路状況、河川水路汚濁状況、家屋の状況、既存下水道関連施設の状況、主要地下埋設物状況 土地利用形態の現況、処理場用地状況
1-2 都市計画関連資料収集整理	地域特性の整理 都市計画の整理	地形図(1/25,000、1/10,000、1/2,500)、地誌、気象、地質図、ボーリング資料、地下水位資料、道路の現況と計画(種別、幅員、計画施工年次、歩道の有無、地下埋設物等)、鉄道、高速道路、港湾、埋立等の計画 各種長期計画、都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、DID区域、都市計画用途地域図、土地利用計画、土地区画整理、住宅・工業等団地計画、公園緑地、土地改良(圃場整備事業、農業用水路改良事業等)計画等
1-3 汚水計画関連資料収集整理	人口、工業生産の整理 人口の推移等 人口密度の地域分布 工場排水量の現況等 畜産の推移等の整理 水道施設関係の整理 上水道・工業用水道の現況と計画 給水種別による使用状況地域分布 環境上の規制の整理 水質環境基準の類型と基準点 放流水質の上乗せ規制、臭気、騒音、振動に関する規制	関連資料、人口統計(行政人口、自然増と社会増、観光人口)、上位(国、県、地方)計画 字別の人口、字界図 工業統計(製造品出荷額、工場敷地面積、従業員数等)及び工場排水量関連資料、特定施設資料 畜産頭数及び畜産排水量資料 年度別給水量、給水人口、給水対象工場、普及率、計画給水人口と給水量の時間変動、取水地点、井戸調査 用途別(住宅・営業・工場等)給水量、大口(大病院、学校、デパート等)給水量 処理場放流予定地の流量・水質データの収集(現地での測定は別途業務)
1-4 雨水計画関連資料収集整理	降雨特性の整理 短時間降雨データの収集 収集データの整理 雨水の排水系の整理 農業用排水施設及び主要水路の位置と規模 河川の現況と改修計画 浸水状況	管轄、等級、流域界、平面図、縦横断面図、水位、流量、取水口、吐口地点、浸水区域、原因、頻度、程度
1-5 既存の下水道及びし尿処理の状況	流域別下水道整備総合計画及び公共下水道・都市下水路等の既計画資料の整理 流域下水道(関連公共都市の場合)計画に関する資料の整理 既存施設についての必要資料とデータの収集 下水道類似施設・し尿処理等の状況の整理 下水道事業マネジメント実施状況の把握	施工年次と区域、施設の概要、ポンプ場・処理場の運転実績 集落排水事業等の概要、し尿処理、浄化槽等の現況計画資料 下水道事業マネジメント実施有無の確認及び実施概要の整理(別途業務)
1-6 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「基礎調査」における方針の確定・確認と作業内容の照査
作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲

2. 下水道整備の基本方針の確認	区域の確認 整備手法の確認 排除方式の確認	下水道整備必要区域の確認 公共下水道、特定環境保全公共下水道、その他下水道区域の確認
3. 基本事項の検討		
3-1 整備目標	目標年次の設定	
3-2 計画区域の確認	区域の設定 区域の分別	目標年次における予想市街化区域又は必要対象区域 分区の設定
3-3 計画フレームの設定	計画人口の設定 計画工業出荷額の設定	目標年次における計画行政人口の予測、行政区域の計画地 から地区・分区への配分、計画観光人口の設定 行政区域の工業出荷額の予測、行政区域の計画地から地 区、分区への配分
3-4 汚水量原単位	家庭汚水量現原単位の設定 観光汚水量原単位の設定 工場排水量原単位の設定 水量変動率の設定	生活汚水量の設定、営業用水率を分区域に設定、地下水混 入率の設定 宿泊・日帰り客別に設定 日最大率・時間変動率の設定、既設による変化（工場・観 光等）の分析・設定
3-5 計画汚水量	家庭、営業、観光、工場等計画汚水 量の算定	文区別日平均・日最大及び時間最大量の算定
3-6 汚濁負荷量原単位	家庭汚水汚濁負荷量原単位の設定 観光汚水汚濁負荷量原単位の設定 工場排水汚濁負荷量原単位の設定	
3-7 計画汚濁負荷量	家庭、営業、観光、工場等計画汚濁 負荷量原単位の算定 汚濁負荷量の算定 処理場流入水質の算定	
3-8 計画降雨強度	降雨強度公式の選定 確立降雨強度式の決定 5年、7年、10年確率等	
3-9 流出係数の算定	最大流出量の算定式の選定 流出係数の設定	流入時間の設定 用途地域・排水区別の平均流出係数の設定
3-10 設計基準の確認	平均流速公式・粗度係数の設定 最小管径の設定 最小及び最大設計流速の設定 管きよの余裕率の設定 管きよの接合方法の確認 最小土被りの確認	汚水及び雨水管きよについて 汚水及び雨水管きよについて 汚水及び雨水管きよについて 汚水及び雨水管きよについて 汚水及び雨水管きよについて、道路等級別及び河川鉄道等 に対して設定
3-11 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認 と照査	「基本事項の検討」における方針の確定・確認と作業内容 の照査
12. 提出書類の作成	報告書の作成 提出図書の作成 打合せ議事録の作成	全体計画説明書 一般図、区画割施設平面図、縦断面図、ポンプ場及び終末 処理場の位置図、一般平面図、水位関係図 流量計算書、各種計算書、関係図書
13. 計画協議	発注者との計画協議	

1-2 標準業務内容 事業計画A (単独公共下水道:汚水・雨水計画共)

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 基本作業の確認	基本事項の確認及び要望事項の打合せ	全体計画一般、財政状況、事業計画の作業スケジュール等、事業の目標年次、計画区域（区域外流入の有無）
2. 基礎調査		
2-2 下水道整備・維持管理状況の確認		流域別下水道整備総合計画、下水道全体計画、事業計画、都道府県構想、雨水管理総合計画、下水道浸水被害軽減総合計画、下水道施設耐水化計画、下水道総合地震対策計画、合流式下水道緊急改善計画、高度処理に関わる計画、処理水・雨水の再生利用に関わる計画、経営計画、ストックマネジメント計画 等 汚水処理普及状況、酔引水被害対策状況、耐水化対策状況、耐震化対策状況、高度処理実施状況、合流式下水道改善状況、汚泥の有効利用状況、処理水の利活用状況 等
2-3 まとめと照査		「基礎調査」における方針の確定・確認と作業内容の照査
3. 基本事項の検討		
3-1 事業計画区域及び計画フレームの設定	事業計画区域・分区の設定、計画処理人口・計画観光人口等の設定	全体計画の計画値に基づき、事業計画目標年次の区域内計画値推定
3-2 計画汚水量・汚濁負荷量の算定	汚水量、汚濁負荷量原単位の検討 計画汚水量、汚濁負荷量の算定 計画流入・放流水質の決定	全体計画の計画値に基づき、事業計画目標年次の家庭汚水、観光汚水、工場排水の汚水量及び汚濁負荷量原単位の設定 事業計画目標年次の発生源別日平均、日最大、時間最大汚水量及びBOD、SS汚濁負荷量の算定 汚水量及び汚濁負荷量の地区、分区への配分、事業計画目標年次の流入水質及び放流水質の決定（BOD、SS）
3-3 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「基本事項の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査
4. 汚水管きょ計画		
4-4 区画割及び面積測定	路線ごとの区画割・面積測定	枝線管きょを含む路線ごとの管きょ記号、排水区画割線の記入及び面積の測定・調整
4-5 流量計算	路線ごとの汚水流下量の算定	枝線管きょを含む管きょ記号、排水面積（各線、通加）、管きょ延長（各線、通加）、人口密度、人口（各線、通加）その他排水量、汚水流出量
4-8 幹線管きょ縦断面図作成		主要な管きょ（20ヘクタール以上）の縦断、幹線の名称、管きょ記号、各区間の距離、地盤高、管きょの形状、寸法、勾配、管底高等の記入
4-9 幹線管きょの施設平面図作成（拡大区域）		主要な管きょ（20ヘクタール以上）の施設平面、処理区の名称、幹線の名称、管きょ記号、各区間の距離、管きょの形状、寸法、勾配、点検を行うためのマンホールの位置の記入
4-11 幹線管きょの流量計算表作成		主要な管きょ（20ヘクタール以上）の管きょ記号、排水面積、管きょ延長、その他水量、汚水流出量、管きょの形状、寸法、勾配、地盤高、管底高等の記入
4-12 下水道計画一般図作成		全体計画区域、処理区、計画区域、分区界、幹線ルート、ポンプ場、処理場の位置及び各名称、水質環境基準の類型、類型区間の範囲、水質基準点の位置等の記入
4-16 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「汚水管きょ計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
5. 雨水管きょ計画		
5-5 区画割及び面積測定	4-4に準ずる	4-4に準ずる
5-6 流量計算	路線ごとの雨水流出量の算定	枝線管きょを含む管きょ記号、排水面積（各線、追加）、管きょ延長（各線、追加）、流達時間、流出係数、雨水流出量等
5-7 区画割平面図作成		枝線管きょを含む管きょ記号、区画割線、面積、分区界等の記入
5-8 幹線管きょ縦断面図作成		4-8に準ずる（但し、開きょの場合は10ヘクタール以上）
5-9 幹線管きょの施設平面図作成		主要な管きょ（20ヘクタール以上）の施設平面、処理区の名称、幹線の名称、管きょ記号、各区画の距離、管きょの形状、寸法、勾配の記入
5-10 幹線管きょの流量計算表作成		主要な管きょの管きょ記号、排水面積、管きょ延長、流達時間、流出係数、雨水流出量、管きょの形状、寸法、勾配、地盤高、管底高等の記入
5-11 下水道計画一般図作成		全体計画区域、計画区域、排水区、幹線ルート、ポンプ場等の位置及び各名称の記入
5-17 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「雨水管きょ計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
6. 汚水ポンプ場計画		
6-4 容量・水理計算	施設能力の決定 主要機器の能力決定	形状寸法、池数等（送水位置・水位の検討を含む） 機種、容量、台数等
6-9 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「汚水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
8. 終末処理場計画		
8-5 容量・水理計算	施設能力の決定 主要機器の能力決定	形状寸法、池数等（放流水位の検討を含む）
8-10 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「終末処理場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
9. 下水処理による水質向上の見通し		
9-1 放流先水域の状況		放流先水域の水位、水量、水質の現状把握、水利用状況
9-2 下水処理による水質向上の見通し		下水道による削減負荷量計算
9-3 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「下水処理による水質向上の見通し」における方針の確定・確認と作業内容の照査
10. 財政計画の策定		
10-1 年度別整備計画	段階的建設計画の策定	管きょ、ポンプ場、処理場の年度別建設計画
10-2 年度別事業費の算出		年度別の建設改良費算出、下水道整備五箇年計画との調整、維持管理費の検討
10-3 財源計画		補助対象施設の検討 受益者負担金、使用料金等の検討
10-4 下水道使用料等の見通し		接続率及び有収率向上の取り組みと見通しの整理
10-5 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「財政計画の策定」における方針の確定・確認と作業内容の照査

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
11. 主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針		
11-1 施設の設置に関する方針	主要な施策ごとの整備水準、事業の重点化・効率化の方針、中長期目標を達成するための主要な事業	「基礎調査」で整理した内容を反映し、施設の設置に関する方針を整理
11-2 施設の機能の維持に関する方針	主要な施設に係る主な措置、劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画、診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準、改築事業の概要、施設の長期的な改築の需要見通し	「基礎調査」で整理した内容を反映し、施設の機能維持に関する方針を整理
12. 提出図書の作成		
12-1 事業計画書	予定処理区域調書の作成 予定排水区域調書の作成 計画降雨調書の作成 吐口調書の作成 管きょ調書の作成 処理施設調書の作成 ポンプ施設調書の作成	汚水、雨水 汚水、雨水
12-2 事業計画説明書		汚水、雨水 下水道法施工令第4条の内容に準ずる
12-3 提出図面まとめ		
12-4 その他参考図書まとめ	打合せ議事録の作成	
12-5 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「提出図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査
14. 設計協議	発注者との設計協議	

1-3 標準業務内容 都市計画決定図書作成A (単独公共下水道:汚水・雨水計画共)

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 基本事項の打合せ	要望事項の打合せ 計画決定作業方針打合せ	要望事項の内容把握 計画決定のスケジュール、計画内容の打合せ及び提言、全体計画の確認
2. 総括図	下水道計画総括図の作成	縮尺1/25,000程度 都市計画総括図
3. 計画図	ポンプ場計画図の作成 終末処理場計画図の作成	縮尺1/1,000程度 白焼き着色 縮尺1/1,000程度 白焼き着色 丈量図が必要な場合は縮尺1/500程度で作成(測量は別途業務) 管きょ計画図を作成する場合は別途業務
4. 計画書	計画書の作成 理由書の作成	ワープロ・コピー ワープロ・コピー
5. 参考図書	計画概要書の作成 都市計画審議会用関連図書の作成 ポンプ場水位関係図の整理 終末処理場水位関係図の整理	ワープロ・コピー 付図の作成(都道府県、市町村用) カラーコピー等図書の複製日は別途計上 白焼き 白焼き 主要な管きょ縦断面図、流量表を作成する場合は別途業務 新旧対象図等その他の参考図書を作成する場合は別途業務
6. まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「都市計画決定図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査

1-4 標準業務内容 都市計画事業認可申請図書作成A (単独公共下水道:汚水・雨水計画共)

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 基本事項の打合せ	要望事項の打合せ 事業認可作業方針打合せ	要望事項の内容把握 事業認可のスケジュール、認可区域面積、目標年次、整備計画、財政計画等の打合せ
2. 計画図	事業地を表示する図面の作成 位置図 下水道計画一般図 主要な管きよの平面図 管きよ平面図 ポンプ場平面図 終末処理場平面図 設計の概要を表示する図面の作成 主要な管きよの平面図 ポンプ場平面図 終末処理場平面図	縮尺1/25,000程度 白焼き着色 縮尺1/25,000程度 白焼き着色 縮尺1/2,500程度 白焼き着色* 縮尺1/500程度 白焼き着色* 縮尺1/500程度 白焼き着色* *収用の場合は縮尺1/500程度の実測平面図及び 丈量図(測量は別途業務) 白焼き 白焼き 白焼き
3. 申請書	申請書の作成 計画書の作成 計画書 理由書 資金計画書の作成 下水道事業計画認可通知書の写等の作成	ワープロ・コピー ワープロ・コピー ワープロ・コピー
4. 参考図書	計画概要書の作成 都市計画用途地域図の整理 主要な管きよ縦断面図の整理 ポンプ場水位関係図の整理 ポンプ場吐口等施設図の整理 終末処理場水位関係図の整理 終末処理場吐口等施設図の整理 管きよの流量計算書の整理 字界図の整理 丈量図の作成	ワープロ・コピー 縮尺1/25,000程度(添付) 白焼き 白焼き 白焼き 白焼き 白焼き 白焼き コピー 白焼き・区画割平面図使用
6. まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「都市計画事業認可申請図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査